

公益社団法人日本地球惑星科学連合学術賞（三宅賞） 審査委員会設置規則

2017年9月29日 理事会制定

（趣旨）

第1条 この細則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合学術賞（三宅賞）規則に基づき、公益社団法人日本地球惑星科学連合学術賞（三宅賞）規則審査委員会（以下、「審査委員会」と言う。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 審査委員会は、理事会の要請に基づき、公益社団法人日本地球惑星科学連合学（三宅賞）被推薦者の中から受賞者を選考する。

（委員会の組織）

第3条 委員は、委員会全体で10名以下とする。

2 委員は理事会の議を経て会長が委嘱する。

3 委員長は互選とし、理事会の議を経て会長が指名する。

（委員会の運営）

第4条 委員長は、必要があると認めるときは委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは議長の採決するところによる。

3 前項の場合において、議長は委員として評決に加わることはできない。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は審査年度を含む2年間とし、再任は最初の審査開始から最大6年までとする。

（委員名の公表）

第6条 委員名は、受賞者が決定した時点でこれを公表する。

（委員の制約）

第7条 委員は推薦者になることはできない。

（守秘義務）

第8条 委員は、被推薦者および推薦者に関する情報を委員会の外に出してはならない。

附則

(1) この規則は、2017年10月1日から施行する。

(2) 2019年10月4日 理事会改正